

知恵の樹

No. 257 2021.7.27

町田の図書館活動をすすめる会

<https://machida-libraryjimdo.com>

代表：手嶋 孝典

tejitaka@f8.dion.ne.jp

鶴川図書館の未来に向けて

鈴木 真佐世（鶴川図書館大好き！の会・事務局）

これまでの経緯

町田市公共施設再編計画の一環として鶴川図書館の鶴川駅前図書館への集約という形での閉館が打ち出された2017年度から2019年度までの3年間は、鶴川図書館の閉館を何とかとどめたいということで、町田の図書館活動をすすめる会、まちだ未来の会が中心となって、署名活動を展開し、毎月のように学習会を行ってきました。署名活動や鶴川での学習会を通じて鶴川地域でこの問題に関心を持つ人が増え、2019年5月に鶴川図書館を愛する市民を中心に当会を立ち上げることができました。それ以後、署名活動や集会だけではなく、一人でも多くの鶴川住民の方々にこのことを知っていただきたいと、鶴川図書館応援まつりなどのイベントも開催して、チラシなどを配ってきました。

当時、図書館側は図書館の代わりにまちライブラリー的なものと予約受け渡し場所などを確保すると回答していましたが、当会の継続的な活動のおかげか、2020年度からは、図書館の担当者が私たちの会との話し合いの場を設け、話を聞く姿勢を示してきました。担当者からは、何らかの図書館は残すが、市民がかかわる図書館をというようなことが提案されました。

当会としても、今まで通りの図書館を残すことを主張していても市は応じないであろうと考え、他市の事例に学ぼうと、地域住民が運営している八王子市の市民図書館について調べたり、現地図書館に見学に行き直接市の責任者に話を聞いたりしました。八王子市の場合は、各地にある市民センターを住民が運営し、その中で市民図書室も運営してきた歴史があり、その市民図書室を市立図書館に格上げし、住民団体に運営

を委託、図書館からは会計年度任用職員の司書を派遣するという形での市立図書館になっています。全館的に、すべての図書館専門職は会計年度任用の司書が担い、常勤職員はあくまで一般職として図書館運営に関わるということがどうであるかは置いておいても、雇止めがないということで、八王子市の場合は専門性の継続が担保されています。

町田市は、現在に至るまではっきりとした方針は打ち出していませんが、2021年2月と3月に行われた市主催の市民ワークショップでは、市民が中心となって運営するという方向にもっていく意図で、グループワークが進められました。

市民によるワークショップ

そこで、当会でも、市民が運営に参画する可能性も含めて、どのような形の市民参画ができるのかを探るために、4月29日に第1回の「住民による「公立図書館を市民参画によって支えるためのワークショップ」」を開催しました。引き続き6月19日に第2回、7月17日に第3回の市民ワークショップをいずれもZoomによるオンラインで開催して、鶴川図書館存続のために市民としてどのように関わるか、関われるか、具体的には以下の3点について話し合いを進めてきました。

1. 市民参画による図書館の運営のこと
2. 当会が今すべきこと、できること
3. 現在の図書館のサービス向上についての提案を検討しました。

市民参画による図書館の運営

八王子市のように、NPOのような市民団体を立ち上げて、運営を請け負い、市民が窓口も担当、図書館が

ら司書職員を派遣してもらってレファレンスなどに対応ということも検討しましたが、町田市には市民が公民館や市民センターを運営するという歴史がありません。また、現在は会計年度任用職員の司書の方々にはいわゆる雇止めが復活して、専門性の継続も担保されていません。そして、図書館運営の中心となる館長的な人材を市民で確保することも難しく、図書館の専門性と継続性の点からもやはり市民団体が請け負うことは難しいという結論になりました。そして、公的なサービスを受けられるように私たちは税金を払っている、公の基幹的なサービスは公がやるべきで、市民はそのサービスがよりよくできるように協力することはできても、肩代わりはすべきではないのではないかと多くのメンバーが指摘しています。

直営を維持しながら、効率的・効果的な運営のために、現在の常勤職員 3 人+会計年度任用職員 8 人(司書 5 人+補助職員 3 人)の態勢を、常勤職員は係長 1 人にして、あとは司書である会計年度任用職員によって図書館サービスを維持しつつ、人件費を大幅に削減する方法がいいのではないかと案にまとまってきました。

ただし、この案にも大きな問題があります。専門性の継続という点です。国主導で 2020 年度に会計年度任用職員制度が導入される前は、町田市の図書館では、司書職である嘱託職員は、5 年を過ぎても継続的に雇用され、いわゆる 5 年での雇止めがありませんでした。しかしながら、会計年度任用職員制度が導入されてからは、5 年目には会計年度任用職員採用試験を受け直さねばならず、継続雇用されない可能性も生まれ、また 1 年ごとの雇用なので、翌年度に雇用されない可能性もあります。さらに、定数削減があった場合は、募集さえ行われぬ可能性もあり、5 年目に改めて採用試験を受けられないという事態も想定されます。このような雇用体制では、専門性の継続は保証されません。

会計年度任用職員を中心とした図書館運営を実現するためには、雇止めを廃止して継続的な雇用が保証される必要があります。

一方、常勤職員においても、図書館に長くいて図書館サービスに精通している職員は、現在では他の部署に異動させられることが多くなり、常勤職員の中でも専門性の継続が保たれていないことも問題で、常勤職へ

の専門職制度の導入も肝要です。

このような直営を維持しながら会計年度任用職員による図書館サービスを進めている他自治体に学ぶべく、現在そのように運営している荒川区立図書館に、会計年度任用職員の職責、待遇、研修などをどのようにしているかについて問い合わせをしているところです。

そして、直営の図書館がもっと地域に密着した魅力的な図書館になるように市民として参画することが私たちの役目であるとの結論に達しました。

もう少し自分たちでの調査が進んで、提案がまとまりましたら、ぜひ図書館の方たちとの話し合いの場を持ちたいと考えています。

当会が今すべきこと、できること

鶴川図書館のこと、当会で検討している内容などをもっと多くの人に知ってもらい、活動を拡充する必要があるとして、秋には、第 3 回鶴川図書館応援まつりを開催する予定です。そこではこの活動をわかりやすく理解してもらうためのプリントも配布。一昨年、昨年で開催したまつりで行った、古本市、おはなし会、手作りワークショップ、ニュースポーツなどのほか、今まで子どもを中心に行っていた図書館クイズを大人も楽しめるようなものにする、中高生や大人対象のビブリオバトルなど、図書館や本を楽しむいろいろな出し物が検討されました(今のところ 10 月 17 日(日)を予定)。

同時に、今年度も子どもゆめ基金の助成が決まったので、助成金を活用して、子どもたちに本の楽しさを伝えるイベントを展開することも報告しました。第 1 弾として、つるかわ図書こ応援隊とのコラボで、8 月 **3,6,8**

日(いずれも午前 10 時～正午)に 3 回シリーズで紙芝居つくりワークショップを鶴川 5 丁目集会所「ふれあいルーム」にて行う予定です。



さらに、UR 都市機構が鶴川団地と鶴川図書館を盛り上げたいと企画した6月27日(日)の「だんちでえほん」と銘打った七夕の読み聞かせ会に当会から私を含む3名が演者として協力、図書館にも選書、本や紙芝居、舞台の貸し出しなどで協力いただいたことも併せて報告しました。当会から高校1年生が絵本の読み手となったこと、天気ははっきりしない中、たくさんの親子



の方々が参加、おはなしの世界を楽しんでくれたこともうれしいことでした。今後も、団地と図書館を盛り上げ、多くの方に図書館に関心を持ってもらうべく、UR都市機構と協力していきたいと考えています。

現在の図書館のサービス向上についての提案

・鶴川図書館の中はとでも狭くて、選んだ本をゆっくり読むスペースがないので、図書館の前のアーケードの広いスペースにテーブルと椅子を置いて、“図書館の縁側”とするという案が出ました。今後、図書館に提案していく予定です。

・図書館の広場を挟んだ向かい側にある書庫は、現在書庫としての役割のほかに子どもたちへのおはなし会の会場にしていますが、北側に面しており、暗くて、換気も悪く、図書館員にもボランティアにも評判が悪いのです。調べてみたところ、東側と南側に開かずの窓とカーテンがあり、ここを開放すれば、ずっと採光と通気がよくなり、さらに北側に換気扇をつければ、さらに換気性能も上がることがわかりました。今まで図書館側もその部分には手を付けていませんでしたが、今回書庫の活用を進めるために環境を取り上げたことで、居住性が一步進むことを期待します。

UR都市機構によるセンター商店街区再編について

鶴川団地名店会の事務局であり、当会の代表である富岡さんから、名店会の建物の建て替えに関してUR都市機構から具体的な見直し案がこの度示されたとの情報をもらいました。2月には「センター商店街区再編の進め方(案)」が提示され、意見交換会や個別ヒアリングで出た意見を反映させた見直し案がこの度ある程度まとまったということです。

この青写真によると、まず再編後も営業を続けるかの意向確認に2年をかけ、次に商店棟の一棟を壊して、1・2階に店が入る商店棟を建てます。営業を続けると決めた商店は、その間、ほかの棟の空き店舗に仮店舗を構えて営業を続けます。完成後商店が順次その建物に入った後、ほかの棟を壊してスーパー棟を建て、今よりも大規模なスーパーが入る予定で、店舗等建設期間は約5年と見積もっていますので、意思確認期間と合わせると完成は7~8年後ということになります。そして、現在スーパーヤマザキがあるスペースは、「まちづくり用地」として、その活用の仕方は今後検討することになっています。図書館や郵便局が入るとなればこのエリアになりますが、UR都市機構としては、市が図書館をどのようにするかを決めていないので、この部分は決められず今後の検討とせざるを得ません。

しかし、名店会の総意としては、図書館と郵便局の存在は名店会としては必須で、もし入らないということになれば、この建て替えには応じないと明言しており、市が、建て替え後も鶴川図書館を残すという決断を待ちたいと思います。

大好き！の会の発展と市民参画

大変うれしいことがあります。2020年11月1日に講演会「前川喜平さんと考える生涯学習社会と図書館」を、また、2021年4月1日に「疎開した40万冊の図書」を地元鶴川市民センターのホールで開催したことなどにより、これらに参加した地元の人たちの中から新しく当会の活動に関心を持つ人も現れて、積極的に参加してくれる人が増えてきたことです。現在、高校の現役教師、元教師、学習塾の塾長、子育てサポートのNPO主宰者、子ども文庫のメンバーなど、図書館や本と子どもたちのかかわりを大事に思う人たちが参加しており、そこから中高生や小さい子を持つ親の世代へも図書館への関心が広がっていく気配があることです。このような広がりの中で、きっと図書館に協力して、いろいろなイベントをしたり、図書館サービスの拡充のためのアイデアを出したりという形での市民参画ができるのではないかと考えております。

第4回ワークショップ(8月21日(土)の午後1時半から、Zoom開催の予定)で、図書館への参画のあり方や応援まつりのことなどについてさらに具体的に相談しますので、ぜひご参加ください。

(「すすめる会」副代表)

こんな本み～つけた！(第29回)

『本屋と図書館の間にあるもの』

伊藤 清彦・内野 安彦(著) 郵研社 2021年

紹介:駒田 和幸



本紙を手にとる方ならご存知かもしれない。町田バスセンターに面して建つパリオというビル(1975年竣工)の1階、現在ファミリーマートの店舗になっているところにかつて山下書店があったことを。正確にいうと、1976年から2000年まで存在した。その書店の店長を1989年から2年ほど勤めていたのが伊藤清彦。山下書店では本が真っ黒にべたつくほどバスの排ガスがひどかった。だから清掃を徹底し、わずか20坪の小さな店ながら売り上げを飛躍的に伸ばしたという。伊藤はその後、盛岡のさわや書店に長年務めた(『盛岡さわや書店奮戦記』論創社を参照)後、岩手県一関市の図書館に転職した。

一方、内野安彦は、茨城県鹿嶋市や長野県塩尻市の図書館に勤務し、後者では2010年本館(えんぱーく)の新築オープンに尽力した。現在は、大学講師をされているようだ。著書は、『図書館長論の試みー実践からの序説』(樹村房、2014年)・『図書館はまちのたからもの一ひとが育てる図書館』(日外アソシエーツ、2016年)など多数ある。

この二人が2019年12月、秋田県横手市の図書館員石川靖子を進行役にして一関市内で2日にわたって対談した。第1部は、その対談を載せており、書店や図書館を愛するものにはまるで万華鏡をのぞき込むように興味の尽きない話が次々と飛び出してくる。

字数の関係でそのすべてを紹介できないが、印象に残った話のうち3つほど紹介してみたい。

まず、いうまでもないが、二人とも本の世界への熱い思いを持っている。例えば、内野のこんな発言。「まちの書店が消えた、もしくは出版社が消えたというときに、私は本に関わる仕事に就いている人間として、その痛みを感じられる図書館員であってほしい」。町田の図書館にもかつて「痛みを感じられる」方がいたが、今はどうだろうか。

伊藤は、図書館は本の購入をTRCなどに任せきりにするのではなく、そこからこぼれ落ちてしまう地元本

にアンテナを張り、見落とさないようにすべきと訴える。

これに呼応するように、内野は全国各地の図書館めぐりをするなかで、楽しいのは郷土資料コーナーをみることだといひ、そうした資料を集め、守ってきた図書館員をリスペクトするという。その上で、塩尻市立図書館本館では、郷土資料本の棚を来館者が最も頻繁に往来する動線上に配置したそうだ。町田の場合は奥まったところ、動線から外れたところに郷土資料コーナーが設けられている。

第二に、伊藤は、「図書館にしても本屋にしても経験・知識の蓄積量ですよ。最低でも10年蓄積して、そこから見えてくる世界がいっぱいあるんです」という。10年というのは一つの目安だろうが、確かに2~3年で何かがわかるということはおそらくむずかしいと思う。でも現状は、本屋の場合、特に全国展開しているような大規模書店の場合、アルバイト・パートでやりくりしているところが多く、概して本に関する知識は乏しい。また、図書館も非正規雇用が多く、2020年度から導入された会計年度任用職員制度で不安定な状態がますます進行した。経験・知識の蓄積がなかなか困難なので、いきおい何でもコンピューターの画面を見ながら答えるということになってしまっている。

第三に、塩尻市立図書館といえば、「本の寺子屋」がその代名詞になっている。これは2012年9月に始まったもので、現在に至るまで続いている。その立ち上げに内野は尽力したのだが、詳細は「信州しおじり本の寺子屋」研究会がまとめた『本の寺子屋が地方を創るー塩尻市立図書館の挑戦』(東洋出版、2016年)に詳しい。内野は「本の寺子屋」の意義を、図書館の中核にある「知」を活用して地域活性化をはかっていく事業だとした上で、昨今の例えば、おしゃれなカフェがあるよといって客を集めるような「図書館を名乗る図書館らしくない図書館」を批判している。まったくその通りだと、筆者も思わず膝を打った。

さて、本書の第2部は、伊藤が『岩手日報』に2011年から2019年まで連載した本にかかわるエッセイを収録している。その中で、百田尚樹の『永遠のゼロ』を「戦争を背景にしているが『愛』の物語」ととらえ、「ラジオをはじめ、講演を頼まれるたびに本をかざしながら推薦した」と記している(2012年6月3日付)。実は、伊藤は一関市立一関図書館で百田の『日本国紀』を歴史書ではなく、日本の近現代の小説に分類しており、歴史書に分類しなかった点で見識の高さを感じたのだが、『永遠のゼロ』を絶賛したのはなぜだったのだろうか。

最後に、伊藤は対談から2か月後の2020年2月17日、急逝した。まだ60代半ばの若さであった。伊藤への追悼文が2本、第3部に掲載されているが、「本の海を渡る航海士」＝「本先案内人」とのことばがさざげられている。

書名の「本屋と図書館の間にあるもの」もまさに「本先案内人」が躍動する舞台だと、ふと気がついた。

(会員)

*町田市立図書館は、中央図書館で1冊所蔵しています。

第18期図書館協議会 第11回定例会報告 (報告者 清水 陽子)

2021年7月21日(水)午前10:00～正午 中央図書館ホール 出席9名 欠席1名 傍聴1名

〈図書館からの報告事項〉

○新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う図書館の対応について(7月21日現在)

開館日、時間は基本平常通り。おはなし会やイベントについても緊急事態宣言下だが、状況に応じて再開していく方向で調整している。

○町田市議会の動向

(1)第1回定例会(2/19～3/29)

指定管理者制度の導入に関連して図書館条例の改正:3/29の本会議で賛成多数で原案可決。

○町田市教育委員会の動向

(1)第2回定例会(5/7) 議案第4号:玉川学園コミュニティセンターオープン(5/24)に伴う予約資料受渡サービスの実施のため、規定の一部改正。

(2)第4回定例会(7/2) 議案14号:町田市立鶴川駅前図書館の指定管理の指定について(非公開)

委員:以前も非公開の議案があったが議事録はその後公開されたか。

事務局:議会で議決後、教育長及び教育委員が決定し公開される。2月の非公開議案は公開済み。

○鶴川駅前図書館の指定管理者の選定について

・おもなスケジュールなど

4/1 募集開始 4/12 応募者説明会 5/6～12 応募書類提出期間

6/24 町田市教育委員会指定管理者候補者選考委員会(以下選考委員会)の開催

委員:前田成東氏(東海大学政治経済学部教授) 神山和美氏((株)日本経済研究所常務執行役員) 前原一

彦氏(税理士法人前原パートナーズ 公認会計士) 小林大祐氏(中村法律事務所 弁護士) 野末俊比古氏(青山学院大学教育人間学部教授 臨時委員)

7/2 指定管理者の決定、町田市HPに結果公表

9月下旬 市議会議決 以降事業者と調整⇒協定書の締結

2022年3月下旬 市議会にて町田市図書館条例の改正(開館時間)

・4社入札し、書類選考で3社にしぼり、選考した結果、総合選定得点が3社同点だったため、その結果を踏まえ生涯学習部において最終的には市内事業者が代表になっている久美堂・ヴィアックスJVに決定。(資料①-③)

委員:選考委員会の時には図書館も参加されたか。

協議会で話し合われたことは反映されたのか。

事務局:会場でプレゼンテーションを聞いた。今回、3社が同点だったので、生涯学習部がその結果を受け選定した。協議会で話し合われたことは、募集要項の中や委員に渡す採点表の中に反映されている。

委員:生涯学習部契約事務適正化委員会(以下適正化委員会)が選定したとなっている。同点になった際の選定方法はあらかじめ決めていたのか。

事務局:同点になった場合の決め事はなかった。決め方をその場で決めて決定した。

委員:透明性が求められており、次回以降は決めておかれた方がよい。

事務局:明文化しておいた方がよいのかどうかは部

内で検討する。

委員:適正化委員会の構成メンバーはどのような方か。同点時は市内事業者とは決まっていなかったという事か。

事務局:生涯学習部長を委員長とし、生涯学習部に属する管理職によって構成されている。選考委員会の選考の段階では市内業者を優遇するということではなかったので、適正化委員会で市内業者という事で決定した。

《移動図書館(以下 BM)について》

事務局よりこれまでの意見振り返りと 2020 年度の試行的取組の実績、2021 年度の短期的な取組の説明の後、それらと 5 月に策定された「新たな学校づくり推進計画」を踏まえて、図書館が作成した図書館サービス拠点の姿(案その 3)(資料②-1)が提示された。

- (1) 学校図書館地域開放積極実施+BM(1 台)案
- (2) 学校開放と予約受渡場所+移動図書館(2 台)案
- (3) 移動図書館拡充案

委員長: 1 案、2 案は、BM2 台分、1 台分の予算内となっている。

事務局:資源を増やす事は難しく、今の資源の範囲内で行なう。地域開放を地域の方が運営すると、図書館は支援に回り、実現する可能性は出てくると思う。

委員:3 案は BM4 台になっているが、古い大型 2 台は更新せず、中型 1 台と小型 2 台を購入するという事か。

事務局:3 案の 1 台増やすというのは希望で、今行っている取組が認められて BM 拡充の声が上がることを期待してのこと。

委員:3 つの案はさらに検討の余地がある。学校は建て替え時に複合化する必要はあると思う。学校は地域のコミュニティの核として求められ、図書館などの公共施設を学校運営の中で考える必要が出てくる。BM は複合的な機能を持っており、民間に委託して独立した事業としても考えられる。現在の予算の範囲内という事ではなく、図書館の在り方や運営をもっと柔軟に考える必要がある。

委員長:基本計画想定で一番早いものは 2021 年となっているが、此方の動きを反映できる状況なのか。

事務局:設計に着手するのが、2021 年という事で、今は地域の方に説明をしているところ。我々もどんな学校図書館にすればいいのか考えていこうと思っている。

委員:計画を市民に説明する段階から図書館も参加して、生涯学習センター、教育員会、市民と共に考えていく必要がある。横浜のコミュニティハウスのように校地内に地域の核となる別施設を入れることも良いと思う。案の中のそれぞれのサービスは 1 つのサービスで網羅できるものではないので選択はできない。

委員:待ちの姿勢ではなく、移動図書館だけでなく、攻めの姿勢が必要。

委員:学校図書館の開放は先のことで、それまでは BM でやらざるを得ない。選択ではなく、できることを考えて運用するべき。

委員:できてしまってからでは遅いので、それぞれの立場での考えを持ち寄り、より良いものを目指すことが大切。

委員長:どれかを増やしてどれかを減らすという発想ではなく、それぞれ拡充や連携を図っていかなければならない。一方、学校開放は地域づくりや教育委員会、社会教育全体、場合によっては民間企業も絡む長期的なスパンで取り組む必要があり、BM も様々な要素を含めて検討し、台数やコースの問題以上の議論がなされたという事で、18 期はまとめる。

《図書館評価について》

本日の事務局からの変更提案(資料③-1)に対する意見

「生涯学習推進計画 2019-2023」の実績報告を図書館の内部評価として、協議会は外部評価が求められているが、目指す姿との関連や図書館運営の全体像が見えない。図書館自身が自己評価をして先に進むことが大切。委員は内部評価が十分に行なわれているか、評価がどのように活かされたかのようなフィードバックが大事/生涯学習推進計画の 14 項目に対する評価だけをするようになっているが、併せて図書館全体のサービスについての評価をして欲しい。図書館はアクションプランに基づいて運営されているのでそのことも含めて評価して欲しい。自己評価に加えてその意味や現状分析も併せて掲載する必要があるなど。(会員)

行政不服審査請求に対し、「弁明書」の写しが送付されたが、中身は「言い訳書」？！

手嶋 孝典

本年6月14日付で行政不服審査請求書を4件、町田市教育委員会教育長宛に出したところ、7月12日付で教育長名の文書「弁明書の送付及び反論書等の提出について」と「弁明書」の写しがそれぞれ送付された。

以下、個々の「弁明書」について触れるには、紙数が不足するため、4件の共通部分を抽出して紹介することにしたい。

予期したとおり、「第1 弁明の趣旨」は、4件とも『本件審査請求を棄却する。』との裁決を求める。」となっている。

「第2 本件処分に至るまでの経緯」では、①「2020年8月11日、審査請求人から」、「公文書公開請求がなされた」。②「この請求に対し実施機関は、2020年8月25日付」文書で、「対象文書を公開することを決定し、通知した」。③「2020年12月7日、審査請求人から、2020年8月11日になされた公文書公開請求と同一の件名の公文書公開請求が再度なされた」。④「実施機関は、この請求について、2020年8月11日になされた請求と同一の請求と判断し、2020年12月18日付」文書で、「2020年8月25日付」文書で、「公開したと同一である、対象文書を改めて公開することを決定し、通知した」。⑤「2021年3月1日、審査請求人から、2020年8月11日及び2020年12月7日になされた公文書公開請求と同一の件名の請求が再度なされた」。⑥「上記請求は、公文書の件名はこれまでになされた2回の請求と同様であるものの、審査請求人が請求書の中で『既に開示された文書以外』を改めて請求し『請求に該当する文書が存在しない場合は、その旨の回答をお願いする』との意向を示していたため、実施機関はそれを尊重し、すでに公開した対象文書以外の公文書は存在しないとして、2021年3月10日付」(生涯学習総務課)または「3月12日付」(図書館)の「公文書不存在決定通知書をもって審査請求人に通知した」。

「第3 処分内容及び理由」は、「1 本件処分の内容」、「2 本件処分の理由」によって構成されてい

る。

前者については、「同一の内容の公文書に対し3回の公開請求があり、その過程において2020年8月25日付」文書「及び2020年12月18日付」文書「で公開した対象文書」「以外には存在しないとした公文書不存在決定処分」とされている。

後者については、それぞれの経緯が縷々述べられているが、「既に公開した対象文書以外の文書は存在せず、本件請求に対し不存在とした決定は妥当である。」というのが弁明書の結論である。

しかし、「既に公開した対象文書以外の文書は存在しないということの問題にしているのであり、「審査請求の趣旨」に「図書館の重要な政策を決定する手続きが恣意的であり、意思決定した文書が不在のまま図書館行政がすすめられている実態の是正を求める」ことを加えたことの意味を理解していない。というより全く無視している。

2020年8月11日に行った公文書公開請求によって開示された公文書は、単なる手続き上の文書に過ぎない。「決定した経緯が分かる会議録、起案書などとは程遠い」故、それ以外の意思決定のプロセスが分かる文書の公開を求めて2020年12月7日に行った請求が最初の請求と同一の請求であると判断されたこと自体、理解に苦しむ。

冒頭で紹介した教育長名の文書「弁明書の送付及び反論書等の提出について」には、「反論書を提出する場合には、2021年8月9日までに提出してください。」とあり、「証拠書類又は証拠物を提出する場合は、反論書とあわせてご提出ください。」とある。

行政不服審査請求書を提出してから、「弁明書」の写しが送付されるまで4週間ほど掛かっているが、反論書等の提出期限は、それより短いのである。行政のプロが作成する期間より、市民が作成する期間を短く設定しているのは公平性を欠くのではなかろうか。そうはいっても、期日までに提出しなければ、無効とされてしまいかねないので、何とせよ書き上げるつもりである。(会代表)



ひろば

例会 6/22 (火) 報告

・16:30～ 印刷・発送作業等:
清水・鈴木・手嶋
・18:00～19:45

中央図書館・中集会室

出席: 石井・清水・鈴木(真)・
鈴木(優)・手嶋・中野・野口

議題

1. 会報について

次号(No257): 巻頭言(未定⇒「鶴川図書館の未来に向けて」鈴木(真))、「こんな本見〜つけた!」第29回(『本屋と図書館の間にあるもの』、駒田)

2. 今年度の世話人について

代表(手嶋)、副代表(鈴木真佐世)、書記(清水)、会計(石井)、会計監査(守谷・清水)、集会室・印刷室の予約(高松)、印刷用紙調達(高松)、「知恵の樹」編集(手嶋・清水)、ホームページ管理(鈴木(真))、ML管理(鈴木(薫))、図友連ML転送(手嶋)、「知恵の樹」郵送、記者室・市議等への配布(石井)、「としよかん」配布(石井)、図友連運営委員(山口)※「すすめる会」推薦とした。

3. 今年度の活動計画について

鶴川図書館大好き!の会、まだ未来の会と連携して活動する。

講演会:(前川喜平講演会、「疎開した40万冊の図書」上映会・講演会に続く企画を考えたい)→継続

図書館見学会:茨城県守谷市中央図書館の見学と守谷市の図書館を考える会との交流。→継続

4. 「町田市5ヵ年計画 17-21」、「町田市公共施設等総合管理計画」等について

○鶴川図書館大好き!の会の取り組み:2021年度は鶴川図書館が公立図書館として存続できるよう活動する。

6月19日(土)鶴川図書館大好き!の会第2回ワークショップをZoomにて開催(11名参加)。

○「すすめる会」の取り組み:

①行政不服審査申し立て

6月14日に4件の行政不服審査請求書を提出。

「知恵の樹」No.256 参照。

②鶴川駅前図書館への指定管理導入スケジュール

2021年3月議会で条例改正、4月に事業者の公募、8〜9月で候補者選定、2022年3月協定書締結、4月から実施予定。

業者選定過程にどのように対応していくのか。選考委員会(6/24 予定)。図書館協議会にも情報なし。

③図書館協議会委員の推薦問題(途中経過割愛)

鈴木真佐世をすすめる会からの推薦とする。閉会后、推薦書を図書館に提出。

5. 2021年度(第15回)図書館友の会全国連絡会・会員通信総会について

6月20日に総会は終了した。議長から、「①通信総会が成立しました。②第1号議案から第6号議案のすべてが承認されました。」との報告があった。「すすめる会」は、全ての議案を承認すると書面議決書を6月19日に提出した(6/20のMLで報告済み)。

報告

1. 団体及び個人からの報告

・図書館嘱託労:定期大会 書面開催で行う。議案集を事前に配布し、意見を求めていたが、意見はなく、6月24日付で成立予定。議案集に活動報告、計画についてかなり詳しく出ており、また、コロナ期間中の交渉など委員長が発信していた通信も掲載されている。今回の例会には新しい担当者と一緒に出席したい。

・学校図書館を考える会:オンライン交流会の2回目を夏休み中に計画。1回目はリアルで参加されたことがない方も参加されていた。コロナの状況下、とりあえずオンラインで学校図書館の状況を把握していきたい。学校図書館の指導員の勤務日数も今年度5日間減られて、170日になっているが、説明はない。

・柿の木文庫:公立の場でのおはなし会はまだ再開していないが、私立の保育園や柿の木文庫でやるおはなし会は人数制限しながら再開している。

UR都市機構の企画「だんちでえほん」に「大好き!の会」で参加予定。この企画は鶴川図書館も用具の貸出で協力予定。

2. その他

清水:都立高校の学校図書館で司書を外部委託していた学校は委託期限が切れた時点で、直接雇用へ切り替えられる。来年度に向け86校の期限が切れる。

《編集後記》5月26日に中嶋館長宛てのメールで「6月の早い段階で当会会員との面談の機会を設けて頂きたい」と申し入れた。6月8日に督促のメールを出したが、館長からは「市議会会期中のため」、「目途が立ちましたらまたご連絡を差し上げます」との返信があった。それ以来何の音沙汰もない。何と不誠実な!(T2)